第十五条の十第二項第十号中「第十五条の四第五号ニ」を「第十五条の四第七号ニ」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十五条の四第五号ハ」を「第十五条の四第七号ハ」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十五条の四第二号ハ」を「第十五条の四第四号ハ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「結果」の下に「及びその根拠となる書類」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「を行った年月日」を「の開始及び終了の年月日時」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　試料の運搬の方法

第十七条の二中「第五号」を「第六号」に、「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項

第十七条の四第一項第二号中「組合」の下に「（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帯して請け負った場合を含む。）」を加える。

第四十九条の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第一項第一号中「水道用水供給事業経営」を「地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営」に改め、同項第二号中「法人」を「地方公共団体以外の法人」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる者」を「地方公共団体」に、「同項第一号、第二号及び第五号」を「同項第五号」に改め、同項各号を削る。

第五十一条の四第一号を次のように改める。

一　水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量と認可給水量（法第二十七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第三十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が認可給水量の十分の一を超えないもの。

第五十一条の四第二号中「給水対象又は」を「給水対象若しくは」に改め、「増加」の下に「又は水源の種別若しくは取水地点の変更」を加え、同条に次の一号を加える。

三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域（イ及びロにおいて「特定流域」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ　特定流域に流入する河川がないとき。

ロ　特定流域に汚染物質を排出する施設がないとき。

第五十一条の五を次のように改める。

（事業の変更の届出）

第五十一条の五　法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

2　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ　変更後の給水対象及び給水量

ロ　水道施設の概要

ハ　給水開始の予定年月日

ニ　法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の経営収支の概算

二　次に掲げる事項を記載した工事設計書

イ　工事の着手及び完了の予定年月日

ロ　前条第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法

ハ　前条第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点

三　水道施設の位置を明らかにする地図

四　前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

五　前条第一号又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類

六　前条第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

七　前条第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第五十二条中「第三条中」を「第三条第一項中」に、「第十五条中」を「第十五条第一項第二号中」に、「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に、「「同条第五号イからルまで」を「準用する同条第五号イからルまで」に、「準用する第十五条の四第七号イからルまで」に、「同条第八号ロ」を「同条第九号ロ」に、「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」に、「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、「法第二十条の五第一項」と、」の下に「同条第一号中」を、「準用する前条各号」と、」の下に「同条第七号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第七号」と、」を加え、「同条第二号ハ」を「同条第四号ハ」に、「第十五条の五」を「第十五条の五第一項」に改め、「法第二十条の七」と、」の下に「同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、」を、「同条第二項中」の下に「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中」を加え、「法第二十条の十四」と、同項第八号」を「法第二十条の十四」と、同項第九号」に、「第十五条の四第二号ハ」を「第十五条の四第四号ハ」に、「同項第九号」を「同項第十号」に、「第十五条の四第五号ニ」を「第十五条の四第七号ニ」に改める。

第五十三条の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改める。

第五十四条中「とあるのは、「給水」を「とあるのは「給水」に、「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に、「同条第五号イからルまで」を「準用する同条第五号イからルまで」に、「準用する第十五条の四第七号イからルまで」に、「同条第八号ロ」を「同条第九号ロ」に、「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」に、「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、「法第二十条の五第一項」を「準用する前条第七号」と、」の下に「同条第一号中」を、「準用する前条各号」と、」の下に「同条第七号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第七号」と、」を加え、「同条第二号ハ」を「同条第四号ハ」に、「第十五条の五」を「第十五条の五第一項」に改め、「法第二十条の七」と、」の下に「同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、」を、「同条第二項中」の下に「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中」を加え、「法第二十条の十四」と、同項第八号」を「法第二十条の十四」と、同項第九号」に、「第十五条の四第二号ハ」を「第十五条の四第四号ハ」に、「同項第九号」を「同項第十号」に、「第十五条の四第五号ニ」を「第十五条の四第七号ニ」に改める。

第五十四条中「とあるのは、「給水」を「とあるのは「給水」に、「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に、「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に、「同条第五号イからルまで」を「準用する同条第五号イからルまで」に、「準用する第十五条の四第七号イからルまで」に、「同条第八号ロ」を「同条第九号ロ」に、「第十五条の四第一号」を「第十五条の四第三号」に、「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、「法第二十条の五第一項」を「準用する前条第七号」と、」の下に「同条第一号中」を、「準用する前条各号」と、」の下に「同条第七号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第七号」と、」を加え、「同条第二号ハ」を「同条第四号ハ」に、「第十五条の五」を「第十五条の五第一項」に改め、「法第二十条の七」と、」の下に「同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、」を、「同条第二項中」の下に「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中」を加え、「法第二十条の十四」と、同項第八号」を「法第二十条の十四」と、同項第九号」に、「第十五条の四第二号ハ」を「第十五条の四第四号ハ」に、「同項第九号」を「同項第十号」に、「第十五条の四第五号ニ」を「第十五条の四第七号ニ」に改める。

様式第十六中「様式第十六」を「様式第十六の二」に、「、第五十二条及び」を「及び第三項、第五十二条並びに」に改め、「規定にヤク」の下に「、関係書類を添えて、」を加え、同様式を様式第十六の二とし、様式第十五の次に次の様式を加える。